

議案第25号

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例

佐倉市都市公園条例（昭和47年佐倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第5岩名運動公園の項中

「

午前8時30分から午後9時まで
午前6時30分から午後9時まで

」を

「

午前8時30分から午後8時30分まで
午前6時30分から午後8時30分まで

」に、

「

テニスコート	1月4日から5月31日まで及び9月1日から12月28日まで	午前8時30分から午後4時30分まで
	6月1日から8月31日まで	午前6時30分から午後6時30分まで

」を

「

テニスコート（クレー）	3月1日から5月31日まで及び9月1日から12月28日まで	午前8時30分から午後4時30分まで
	6月1日から8月31日まで	午前6時30分から午後6時30分まで

テニスコ ート（人 工芝）	1月4日から5月31日 まで及び9月1日から1 2月28日まで	午前8時30分から午後 4時30分まで
	6月1日から8月31日 まで	午前6時30分から午後 6時30分まで

」に、

「

午前9時から午後4時 まで
------------------

」を

「

午前9時から正午まで及 び午後1時から午後4時 まで
----------------------------------

」に改め、同表上座総合公園の項中

「

午前9時から午後4時 まで
------------------

」を

「

午前9時から正午まで及 び午後1時から午後4時 まで
----------------------------------

」に改める。

別表第6の1 基本施設の表を次のように改める。

#### 1 基本施設

区分		入場料等を徴収しな いで使用する場合	入場料等を徴収し て使用する場合	摘要
長嶋茂 雄記念	一般	2時間 2,470 円	2時間 12,37 0円	

岩名球場	高校生・大学生	2時間 1,310円	2時間 6,180円		
	小・中学生	2時間 820円			
	職業野球		2時間 37,120円		
	会議室	1時間 210円	1時間 210円		
岩名第2球場	一般	2時間 1,650円			
	高校生・大学生	2時間 820円			
	小・中学生	2時間 480円			
大作球場	一般	2時間 1,650円			
	高校生・大学生	2時間 820円			
	小・中学生	2時間 480円			
小出義雄記念陸上競技場	団体	一般	2時間 4,950円	2時間 16,500円	原則として、大会、部活動、クラブ活動、撮影その他指定管理者が認める用途について適用する。
		高校生・大学生	2時間 650円	2時間 4,120円	
		小・中学生	2時間 410円		
		アマチュアスポーツ以外		2時間 49,500円	
	個人	1回 150円			

会議室		1時間 210円	1時間 210円		
テニスコート (クレ-) (1コートにつき)	一般	2時間 650円	2時間 6,540円		
	高校生・大学生	2時間 310円	2時間 3,270円		
	小・中学生	2時間 150円			
	職業テニス		2時間 13,090円		
テニスコート (人工芝) (1コートにつき)	一般	2時間 1,260円	2時間 12,510円		
	高校生・大学生	2時間 640円	2時間 6,250円		
	小・中学生	2時間 310円			
	職業テニス		2時間 25,040円		
スポーツ資料館	会議室	1時間 310円			
プール	一般 (高校生以上)	入場1回 480円		午前午後の2部制とし、使用者の入替えを行う。	
	小・中学生	入場1回 150円			
岩名球技場	全面	一般	2時間 5,240円	2時間 52,370円	
		高校生・大学生	2時間 2,620円		
		小・中学生	2時間 1,680円		

	半 面	一般	2時間 2,620 円	2時間 26,18 0円	
		高 校 生・大 学 生	2時間 1,310 円		
		小・中 学 生	2時間 840円		

備考

- 1 市外居住者が基本施設（プールを除く。）を使用するときは、区分における利用料金の2倍の金額を上限とする。
- 2 小出義雄記念陸上競技場を夜間時間に使用する場合は、1人につき150円を加算する。
- 3 使用許可時間を超過した場合は、当該区分における利用料金を別に徴収する。

別表第6の2 附帯設備の表岩名球技場照明設備の項中

「

1時間	全点灯	3,160円
	2分の1点灯	1,580円
	3分の1点灯	1,050円

」を

「

30分	全点灯	1,580円
	2分の1点灯	790円
	3分の1点灯	520円

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。